

旧優生保護法について 国からの謝罪とお願い

国は、旧優生保護法により、また、その存在を背景として、多くの方々が心身に多大な苦痛を受けてこられたことに、心より謝罪します。

国は、被害を受けた方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、被害の回復を図るための法律(補償法)をつくりました

障害や病気を理由に、子どもができなくなる手術や、子どもを生み育てたいと思っていた人が妊娠を続けられなくなる処置をされた方は、いらっしゃいませんか？そのような話を聞いたご家族や関係者は、いらっしゃいませんか？ぜひご相談ください。

優生保護法は、1948(昭和23)年から1996(平成8)年までであった法律です。

この法律により、病気や障害などのある人々を『不良』とし、国の政策として、子どもができなくなる手術や子どもを生み育てたいと思っていた人が妊娠を続けられなくなる処置が行われてきました。その手術などが行われる際に、だましたり、説明もしなかったりする場合も少なくなかったといわれています。

その被害は、子どもができない手術をされた被害者が、約2万5000人、子どもを生み育てたかったにもかかわらず妊娠を続けられない処置をされた被害者が、約5万9000人とされています。

最高裁判所は、2024(令和6)年7月3日に、優生保護法はできた時から憲法違反であったと判断し、国に賠償を命じました。

国は、最高裁判決に従い、旧優生保護法が憲法違反で、著しく人権を侵害した法律だったことを認め、多くの被害者を出したことを謝罪し、被害を受けた方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、被害の回復を図るための法律(補償法)をつくりました。

補償法について

*いずれも、本人または家族の同意があった場合も受け取れます。

補償法(旧優生保護法補償金等支給法)による補償金

- 子どもができなくなる手術をされた人 1500万円
 - その結婚相手 500万円
- *ご本人が亡くなられた場合、遺族が受け取れます
- 事実上の結婚もみとめられます

優生手術等一時金

- 子どもができなくなる手術をされた人 320万円
- *ご本人だけが受け取れます *補償金もあわせて受け取れます

人工妊娠中絶一時金

- 子どもを生み育てたかったのに旧優生保護法により妊娠を続けられなくなった人 200万円
- *ご本人だけが受け取れます *優生手術等一時金を受け取った場合は受け取れません

- 各都道府県に相談窓口があります(裏面をご覧ください)
- 申請手続きなどについては、弁護士が無料でサポートします
- 国(子ども家庭庁)にも、ぜひご相談ください

連絡先: 電話 03-3595-2575

FAX 03-3595-2753

メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

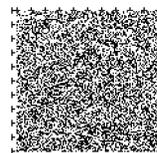


Table with 4 columns: No. (都道府県), 窓口 (Office), 電話番号 (電話), and FAX・メールアドレス・ホームページ (FAX・E-mail Address・Home Page). Lists 47 prefectures and their respective support centers.

こども家庭庁旧優生保護法補償金等相談窓口

※窓口に関する詳細は、旧優生保護法補償金等特設サイト
や各都道府県のホームページなどをご確認ください。

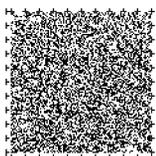
☎ 電話番号 03-3595-2575 ☎ FAX 03-3595-2753

✉ メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

🕒 受付時間 10:00~17:00

(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

旧優生保護法補償金等特設サイト
(手話字幕動画もご覧いただけます。)



このマークは、視覚に頼れない方
などが使う音声コードです。

こども家庭庁